

障がいがある家族と暮らしているけれど、将来何かあったらどうしたらいいの？

子どもに障がいがあるけれど親が急な入院になってしまったらどうしたらいいの？

障がいがあって一人暮らしなんだけれど、何かあったら誰に相談したらいいの？

障がいのあるあなたやご家族の「もしも」に備えて事前に登録しませんか

—地域生活支援拠点等事業—

相談

一人暮らし、グループホーム、福祉サービス利用など、将来の生活について事前に相談できます。「困ってから」ではなく、「困る前」に準備できます。

緊急時の対応

ご本人の状況や必要な配慮、利用しているサービスなどを関係機関で共有でき、介護者の急病などの緊急時にもスムーズに対応しやすくなります。



将来の生活

住み慣れた地域で暮らし続けやすくなります。ご本人が安心して地域生活を続けられるよう、必要な支援につなげます。

登録すると色々な安心があります

地域生活支援拠点等事業とは



- ・障がいのある方やそのご家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域全体で支える仕組みです。
- ・障がいのある方やそのご家族の緊急時に、宿泊場所の一時的な提供や受入体制を調整します。
- ・病院や入所施設からの地域移行や、親元からの自立に向けてグループホーム等の体験利用の提供などをします。

ご相談や登録の問い合わせ先

社会福祉法人向陵会
乙訓ソレイユの丘
075-956-2001

乙訓障がい者
基幹相談支援センター
075-952-6521

- ・向日市障がい者支援課 075-874-3593
- ・長岡京市障がい福祉課 075-955-9710
- ・大山崎町福祉課 075-956-2101

登録や具体的な内容をご説明します

1 緊急のとき

【支援の具体例】

- ・ヘルパー等がご自宅に伺い、普段介護しているご家族に代わり食事やお風呂の介助、掃除等を行います。
- ・ひとりで自宅に居られない場合に、短期入所施設やグループホーム等に泊まれるように手配します。

地域生活支援拠点コーディネーター（乙訓ソレイユの丘所属）は担当の相談支援専門員がいない場合や、担当の相談支援専門員と連絡がつかない場合に、緊急連絡を受けて支援調整を行います。（24時間365日対応）

また、緊急時に備えるための相談もお受けしていますので、気になることがあればお気軽にご相談ください。事前のご相談については平日9時～17時まで受け付けています。☎075-956-2001

2 登録の手続き（計画相談を利用している方）

①面談

登録したい旨を相談支援専門員に相談します。

②登録

事前登録申請書兼同意書を記入し、相談支援専門員に提出します。

2 登録の手続き（計画相談を利用していない方）

乙訓障がい者基幹相談支援センターにご連絡ください。

☎075-952-6521

3 登録後にすること



地域生活支援拠点コーディネーターや相談支援専門員と連携し障がいのある方やその世帯の状況を把握し、緊急時対応シートを作成。緊急時にどんな支援体制が必要か考えます。

緊急時に利用する可能性のある短期入所施設やグループホーム等の体験利用をし、緊急時に備えます。

介護者の急病・急逝、障がいの状態変化、事故などで普段の生活に困難を生じるような緊急時に専門のコーディネーターや障がい福祉事業者などが連携し地域全体で障がいの生活を支える事業です。

予め登録していただくことで、個々の事情に応じた形で必要な支援の調整・手配をスムーズに行うことができます。

「もしも」に備えて、あなたも登録しませんか。